

『南房総周遊セットプラン』利用約款 改定前	『南房総周遊セットプラン』利用約款 改定前
2024年9月24日 制定	2024年9月24日 制定 2025年8月19日 改定
(通則) 第1条 本約款は、東日本高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する『南房総周遊セットプラン』とドラぷらの旅の旅行商品（以下「旅行商品」といいます。）又は当社ホームページに定めるゴルフ場等の商品（以下「対象商品」といいます。）を合わせて利用する場合の、高速道路の利用にかかる部分（以下「本商品」といいます。）について適用します。	(通則) 第1条 本約款は、東日本高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する『南房総周遊セットプラン』とドラぷらの旅の旅行商品（以下「旅行商品」といいます。）又は当社ホームページに定める宿泊施設・観光施設等の商品（以下「対象商品」といいます。）を合わせて利用する場合の、高速道路の利用にかかる部分（以下「本商品」といいます。）について適用します。
第2条～第4条 省略（変更なし）	第2条～第4条 省略（変更なし）
(実施期間等) 第5条 本商品の実施期間は、2024年10月1日（火）から当社が別途定める日までのうち、旅行商品又は対象商品の販売期間によるものとします。	(実施期間等) 第5条 本商品の実施期間は、2025年8月26日（火）から当社が別途定める日までのうち、旅行商品又は対象商品の販売期間によるものとします。
2 本商品の利用期間は、前項の実施期間のうち、事前に申し込みした利用開始日を含め連続する最大2日間（利用開始日の0時から利用最終日の24時まで。ただし、利用開始日当日に申し込みをされた場合、申し込み手続きが完了した時点から利用最終日の24時まで）とします。 ただし、次の各号に定める期間に該当する日を含んだ利用可能期間に含むお申込みはできません。 一 当社が別途指定した日（当該日が決まり次第、本商品のホームページにてお知らせします。） 3 各通行にかかる通行日の判定は、入口料金所または出口料金所の通行日時によるものとします。ただし、本線料金所が設置されているIC（関越自動車道 新庄本線料金所、東北自動車道 浦和本線料金所、常磐自動車道 三郷本線料金所）では、本線料金所の通行日時をもって判定します。 4 旅行商品又は対象商品のご利用が確認できない場合、本商品は利用できません。	2 本商品の利用期間は、前項の実施期間のうち、事前に申し込みした利用開始日を含め連続する最大2日間（利用開始日の0時から利用最終日の24時まで。ただし、利用開始日当日に申し込みをされた場合、申し込み手続きが完了した時点から利用最終日の24時まで）とします。 ただし、次の各号に定める期間に該当する日を含んだ利用可能期間に含むお申込みはできません。 一 当社が別途指定した日（当該日が決まり次第、本商品のホームページにてお知らせします。） 3 各通行にかかる通行日の判定は、入口料金所または出口料金所の通行日時によるものとします。ただし、本線料金所が設置されているIC（関越自動車道 新庄本線料金所、東北自動車道 浦和本線料金所、常磐自動車道 三郷本線料金所）では、本線料金所の通行日時をもって判定します。 4 旅行商品又は対象商品のご利用が確認できない場合、本商品は利用できません。
(申込方法等) 第6条 本商品は、旅行商品又は対象商品と合わせて利用する場合のみ利用することができます。なお、本商品の申込み以前の通行は本商品の適用を受けません。	(申込方法等) 第6条 本商品は、旅行商品又は対象商品と合わせて利用する場合のみ利用することができます。なお、本商品の申込み以前の通行は本商品の適用を受けません。
2 旅行商品の申込みと合わせて、本商品を利用する場合は、本約款に定める事項を承諾のうえ、当社旅ホームページ内のドラぷらの旅記載の申込締切日までに申込みください。なお、本商品申込みの際は、利用開日、車種、申込者氏名、お住まいの都道府県、電子メールアドレス、連絡先電話番号、ETCカード番号及びETCカードの有効期限（以下「登録内容」といいます。）のほかドラぷらの旅のホームページで求める事項を登録してください	2 旅行商品の申込みと合わせて、本商品を利用する場合は、本約款に定める事項を承諾のうえ、当社旅ホームページ内のドラぷらの旅記載の申込締切日までに申込みください。なお、本商品申込みの際は、利用開日、車種、申込者氏名、お住まいの都道府県、電子メールアドレス、連絡先電話番号、ETCカード番号及びETCカードの有効期限（以下「登録内容」といいます。）のほかドラぷらの旅のホームページで求める事項を登録してください
3 対象商品の申込みと合わせて、本商品を利用する場合は、事前に販売を行う事業者（以下「事業者」といいう。）ホームページ等から、対象商品を予約ください。また、対象商品の予約とは別に、本約款に定める事項を承諾のうえ、利用開始までに本商品のホームページにて本商品申込みください。なお、本商品申込みの際は、登録内容のほか、ゴルフ場利用日、ゴルフ場名及びポイントカード番号（ただし、ACCORDIA GOLF ポイントカードを保有している場合）等（以下、「予約番号等」）を登録してください。	3 対象商品の申込みと合わせて、本商品を利用する場合は、事前に販売を行う事業者（以下「事業者」といいう。）ホームページ等から、対象商品を予約ください。また、対象商品の予約とは別に、本約款に定める事項を承諾のうえ、利用開始までに本商品のホームページにて本商品申込みください。なお、本商品申込みの際は、登録内容のほか対象商品の施設名、施設利用日等（以下、「対象施設利用情報等」）を登録してください。
4 本商品の申込みにおいて、申込みできる件数は、旅行商品の予約1件につき1件（1台）とします。対象商品のご利用できる件数は、対象商品によるものとし、そのご利用可能件数については、本商品のホームページに定めるものとします。	4 本商品の申込みにおいて、申込みできる件数は、旅行商品の予約1件につき1件（1台）とします。対象商品のご利用できる件数は、対象商品によるものとし、そのご利用可能件数については、本商品のホームページに定めるものとします。
5 当社は、申込みされた内容を正常に確認し、受付手続きが完了したときは、登録内容を確認したことを知らせる電子メールを申込者へ送信するものとし、申込者の受信状況にかかわらず、当該電子メール送信時をもって同条第2項及び第3項の申込内容を有効とします。	5 当社は、申込みされた内容を正常に確認し、受付手続きが完了したときは、登録内容を確認したことを知らせる電子メールを申込者へ送信するものとし、申込者の受信状況にかかわらず、当該電子メール送信時をもって同条第2項及び第3項の申込内容を有効とします。
6 申込時に登録されたETCカード（以下「登録ETCカード」といいます。）の利用可否は発行カード会社または六会社の定めによるため、本商品の申込受付が完了したことをもって、申込時の登録ETCカードが高速道路を利用できることを保証するものではありません。	6 申込時に登録されたETCカード（以下「登録ETCカード」といいます。）の利用可否は発行カード会社または六会社の定めによるため、本商品の申込受付が完了したことをもって、申込時の登録ETCカードが高速道路を利用できることを保証するものではありません。
7 当社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が発行するETCコーポレートカードでは本商品に申し込みできません。	7 当社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が発行するETCコーポレートカードでは本商品に申し込みできません。
8 本商品は、本条各項の規定にかかわらず第12条の規定に該当したときは、本商品の適用対象外又は本商品の申込みを無効とし、第8条第2項に定める通行に該当する場合であっても、当社は、通常の料金（ETC時間帯割引が適用される場合、ETC時間帯割引適用後の料金、以下同じ。）の支払いを受けます。	8 本商品は、本条各項の規定にかかわらず第12条の規定に該当したときは、本商品の適用対象外又は本商品の申込みを無効とし、第8条第2項に定める通行に該当する場合であっても、当社は、通常の料金（ETC時間帯割引が適用される場合、ETC時間帯割引適用後の料金、以下同じ。）の支払いを受けます。
9 当社が実施する他の企画割引と利用日が同一日の申込みはお控えください。同一日の申込みをした場合は、第13条第2項に定める解約を行ってください。解約を行わない場合は、お客様が意図しない企画割引が適用される場合や、いずれの割引も適用されない場合があります。その場合、当社における料金修正等は、一切行いません。	9 当社が実施する他の企画割引と利用日が同一日の申込みはお控えください。同一日の申込みをした場合は、第13条第2項に定める解約を行ってください。解約を行わない場合は、お客様が意図しない企画割引が適用される場合や、いずれの割引も適用されない場合があります。その場合、当社における料金修正等は、一切行いません。
第7条～第10条 省略（変更なし）	第7条～第10条 省略（変更なし）
(ETCマイレージサービスの特別ポイントの付与) 第11条 2024年10月1日（火）から2025年3月31日（月）までのうち、旅行商品もしくは対象商品の販売期間における、月曜日から金曜日までの間の平日のみを利用期間として申込み、第8条第2項に定める通行を行った場合、ETCマイレージサービスの特別ポイントを、本商品の料金の額10円毎に15ポイント付与するものとします。	(ETCマイレージサービスの特別ポイントの付与) 第11条 2024年10月1日（火）から当社が別途定める日までの期間における、旅行商品もしくは対象商品の販売期間における、月曜日から金曜日までの間の平日のみを利用期間として申込み、第8条第2項に定める通行を行った場合、ETCマイレージサービスの特別ポイントを、本商品の料金の額10円毎に15ポイント付与するものとします。
2 前項に定める特別ポイントは、本商品の利用のあった月の翌々月20日までに付与します。	2 前項に定める特別ポイントは、本商品の利用のあった月の翌々月20日までに付与します。
第12条～第16条 省略（変更なし）	第12条～第16条 省略（変更なし）
(附則) 本約款は、2024年10月1日（火）から施行します。	(附則) 本約款は、2025年8月19日（火）14時以降の申込かつ2025年8月26日（火）以降の利用開始分から適用します。
別表1 省略（変更なし）	別表1 省略（変更なし）
別紙 省略（変更なし）	別紙 省略（変更なし）